

まちのリハビリ室 わらびベース 運営規程 (さいたま市介護予防通所介護サービス)

(事業の目的)

第1条 合同会社Aubergineが開設するまちのリハビリ室 わらびベース(以下「事業所」という。)の従業者が、要支援状態にある高齢者又は事業対象者(以下「利用者」という。)に対し、適正な介護予防通所介護サービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 従業者は、利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行う。

2 事業の実施に当たっては、市、地域包括支援センター、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

(事業所の名称等)

第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 まちのリハビリ室 わらびベース
- (2) 所在地 埼玉県蕨市中央5-9-20

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名
管理者は、従業者の管理を一元的に行うとともに、従業者に法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行う。
- (2) 生活相談員 1名以上
利用者及びその家族から相談に応じ、必要な助言その他の援助を行うとともに、関係機関との調整を行う。
- (3) 看護職員 1名以上
利用者の健康状態を管理し、衛生上の指導及び心身の状況に応じた看護をおこなう。
- (4) 介護職員 サービス提供時間を通じ1名以上介護予防通所介護サービス提供にあたる。
- (5) 機能訓練指導員 1名以上
日常生活を営むために必要な機能の回復及び維持のための訓練を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から土曜日(ただし、祝日・年末年始を除く。)
- (2) 営業時間 午前8時00分から午後5時30分まで

第6条 事業の単位及び利用定員は、次のとおりとする。

- (1) 単 位 2単位
- (2) 利用定員 各20人

(サービスの提供方法、内容及び利用料等)

第7条 介護予防通所介護サービスの提供方法及び内容は次のとおりとし、介護予防通所介護サービスを提供した場合の利用料の額は、さいたま市第1号事業に要する費用の額の算定に関する基準に定める額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち利用者の介護保険負担割合証に記載された割合に応じた額とする。

- (1) 機能訓練
 - (2) 健康管理
 - (3) レクリエーション
 - (4) 送迎
- 2 その他の費用として、次の各号に掲げる費用の支払いを受けるものとする。
- (1) おむつ代 実費
 - (2) レクリエーション代 実費
 - (3) 通常の事業の実施区域を越えて行う送迎費用 通常の実施地域を越えた地点から1kmにつき10円
- 3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者に対して事前に文書で説明をした上で同意を得ることとする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、南区(辻)(文蔵)とする。

(緊急時等における対応方法)

第9条 利用者は次に掲げる事項を遵守するものとする。

- (1) 気分が悪くなった場合は速やかに申し出ること
- (2) 事業所の施設及び設備は他の迷惑にならないよう利用すること
- (3) その他管理上必要な事項に協力すること

(緊急時における対応方法)

第10条 サービス提供中に利用者の病状に急変が生じた場合その他必要な場合は、適切な処置を行うとともに、必要に応じ主治医及び利用者の家族への連絡を行う等の措置を講じるものとする。

(非常災害対策)

第11条 事業所は、消火設備その他非常災害対策に際して具体的な計画を立て、非常災害に関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行う。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第12条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1)虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
 - (2)虐待の防止のための指針を整備する。
 - (3)従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
 - (4)前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、市町村に通報するものとする。
- ※なお、当該事項を定めるに当たっては、3年間の経過措置が設けられており、令和6年3月31日までの間、「定めておくよう努める」とこととされています。

(その他運営についての留意事項)

第13条 事業所は、従業者の資質向上を図るため、研修の機会を次のとおり設けるものとする。

- (1) 採用時研修 採用後3カ月以内

【研修項目】

○法人理念・基本方針、介護保険法、条例等の根拠法令、社内規定の概要、感染予防・事故対策、苦情解決・身体拘束等の知識、接遇・介護技術

- (2) 継続研修 年1回

- 2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との秘密保持及び個人情報保護に関する誓約書の内容とする。
- 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は合同会社 Aubergineと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。